

## 令和6年度第1回国民健康保険運営協議会議事次第

令和6年8月21日（水）

くにたち市民総合体育館第1・第2会議室

### 議題

- 1 国民健康保険税率等の改定について（諮問）
- 2 その他

### 配布資料

- No.1 諮問書（写）
- No.2－1 国民健康保険特別会計について
- No.2－2 国民健康保険における費用の仕組み
- No.2－3 国民健康保険特別会計の構造

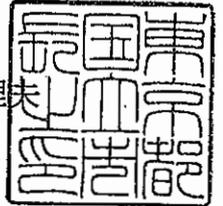


国福保発第53号

令和6年8月21日

国立市国民健康保険運営協議会会長 木村 陽子 様

国立市長 永見 理夫



諮 問 書

国立市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を伺います。

記

1 諮問事項

今後の国民健康保険税率等改定の考え方（改定時期、改定頻度、改定率）について

2 諮問理由

国民健康保険制度を取り巻く環境は、平成30年度に財政運営の主体が都道府県化され、国民健康保険財政健全化計画（赤字解消計画）の策定が求められるなど、大きく変化しています。

国は、同一都道府県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）額負担となる「保険料（税）水準の統一」を目指していましたが、ここで「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、同一の都道府県内の保険料（税）水準について「令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする」ことを明記しました。

統一された保険料（税）率等は、法定外繰入を行わないことを前提に設定されることから、現在の国立市の国民健康保険税率等とは大きく乖離することが見込まれ、適用に際しては被保険者に大きな影響を与える恐れがあります。

このような状況下で、今後の国立市の国民健康保険財政の在り方について、市民生活を勘案しつつ、税率等改定をどのように考えていくか、貴会の意見を伺うものです。

## 国民健康保険特別会計について

### ○国民健康保険法

第十条 都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。

特別会計とは・・・？

### ○地方自治法

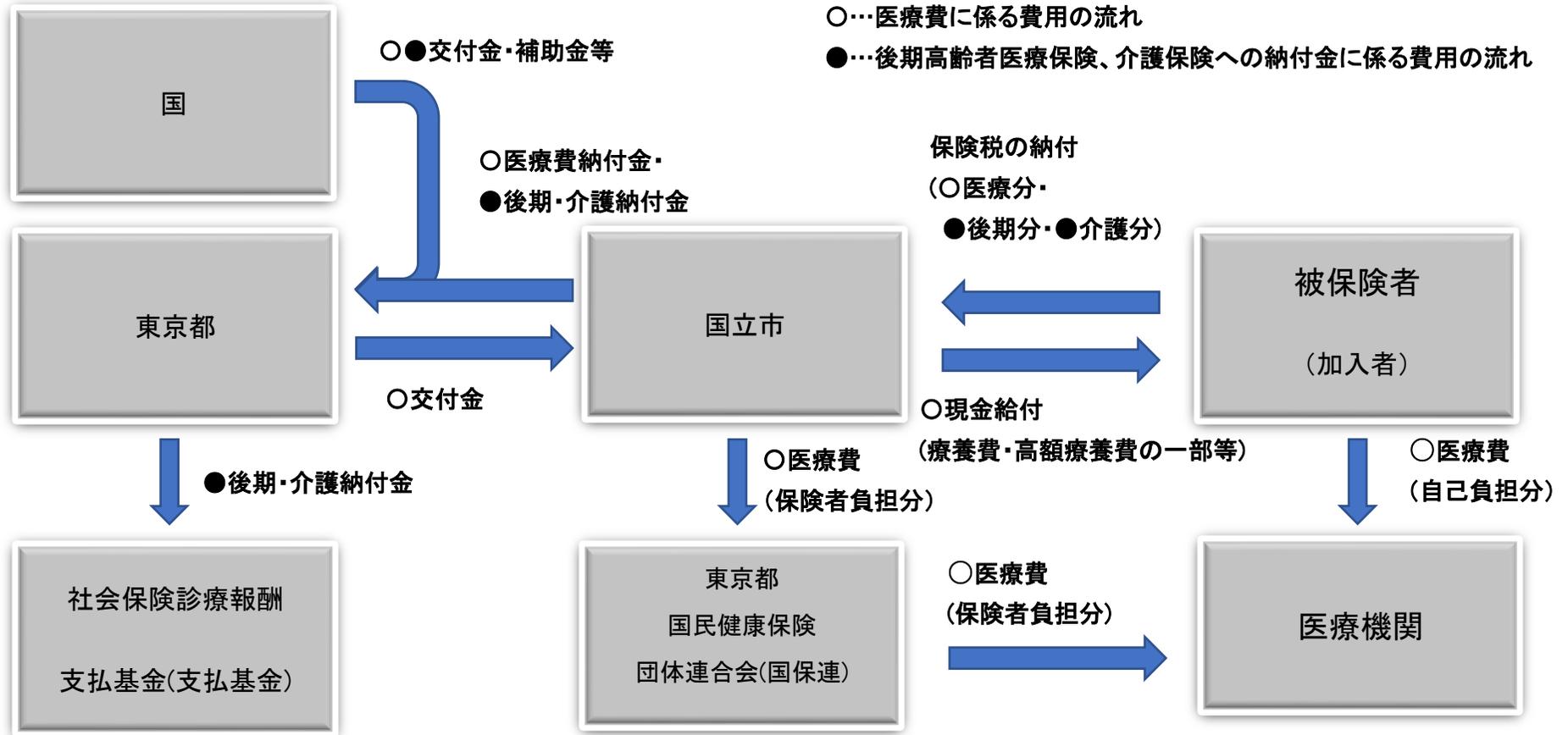
第二百九条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

つまり・・・

国民健康保険事業については、市の一般の歳入歳出と区分し、国民健康保険に関する歳入で国民健康保険に関する歳出を賄わなければならない。

## 国民健康保険における費用の仕組み



- ① 被保険者が医療機関を受診した場合、被保険者は自己負担分(3割、2割)を支払う。残りの7割～8割分は、保険者負担分(現物給付)として、保険者から国保連を経由して支払われる。一部の給付では、被保険者に直接現金で給付を行う(現金給付)。
  - ② これらの現物給付、現金給付に要する費用については、東京都が全額を交付金として交付する。
  - ③ 東京都は、交付金に要する費用について、区市町村から納付金を徴収する。納付金は、国・都の負担金・補助金や各自治体の被保険者数、被保険者所得などを勘案して算定される。
  - ④ 区市町村は、納付金の原資として、被保険者から保険税を徴収する。
- 
- ❶ 現役世代の医療保険は、後期高齢者医療保険、介護保険に対し納付金を支払っている。国民健康保険では、都道府県が社会保険診療報酬支払基金に対し支払っている。
  - ❷ 東京都は、医療費と同様に、これらの支払に要する費用について、区市町村から納付金を徴収する。
  - ❸ 区市町村は、納付金の原資として、被保険者から保険税を徴収する。

H29年度までは、都は介在せず、給付等に係る費用について、国・都の補助金と被保険者からの保険税で賄っていた。形はシンプルだが、医療費が急増した場合、特別会計の性質としてその年のうちに費用を調達しなければならなくなる。

→ その年のうちに保険税率を改定することはできないため、資金繰りができず赤字会計になる恐れがあった。

都が医療に係る給付費用を全額交付することで、資金不足を防ぐことができる。増加した医療費分は、後年度の納付金で賄われる。

→ 資金繰りのめどがつけやすくなる。規模が小さい自治体が安定して制度を運用できる。

国民健康保険特別会計の構造

令和6年度国立市国民健康保険特別会計当初予算

単位：千円

歳入		
款 1	国民健康保険税	1,471,445
款 2	一部負担金	1
款 3	国庫支出金	1
款 4	都支出金	4,711,364
款 5	財産収入	1
款 6	繰入金	947,732
款 7	繰越金	1
款 8	諸収入	13,004
歳入合計		7,143,549

歳入

- 国民健康保険税…被保険者が納付する保険税。全額が歳出の国民健康保険事業費納付金に充てられる。
- 国庫支出金…H30年度の都道府県化以降は都に交付され、納付金の算定時に分配される。
- 都支出金…大部分は保険給付費に充てられる。一部は納付金や保健事業費に充てられる。
- 法定内繰入金と法定外繰入金がある。法定内は総務費や納付金に、法定外は納付金や保健事業費に充てられる。

歳出		
款 1	総務費	107,678
款 2	保険給付費	4,525,702
款 3	国民健康保険事業費納付金	2,381,819
款 4	共同事業拠出金	5
款 5	保健事業費	110,343
款 6	基金積立金	1
款 7	諸支出金	13,001
款 8	予備費	5,000
歳出合計		7,143,549

歳出

- 総務費…職員の人件費や事務費。
- 保険給付費…医療費のほか出産育児一時金や葬祭費。
- 国民健康保険事業費納付金…都への納付金
- 保健事業費…特定健診や医療費適正化事業にかかる経費
- 諸支出金…保険税還付金や国・都支出金返納金
- 予備費…予算に不足が生じた際の予備分。

- ・繰入金 947,732 千円のうち、599,469 千円が法定外繰入金。
- ・法定外繰入金のうち、65,242 千円は市独自の保健事業に充てるものとして、解消不要な赤字とされている。
- ・保険税、都支出金、法定内繰入金のうち納付金に充てられるべき費用の合計は 1,871,888 千円。差額の 509,931 千円は、本来であれば保険税で賄われるべきものを法定外繰入金で賄っていることになる。

なぜ保険税ではなく法定外繰入金で賄っているのか？

国民健康保険は、農業等の自営業者も加入しているが、定年退職後や事情があって働けない方など大きな収入が見込みにくい方も多くを占めている。このような方々の負担を軽減することを目的として繰り入れている。

なぜ法定外繰入金を解消しなければならないのか？

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、原則として必要な支出を法定の収入で賄い、財政収支の均衡を図ることが必要。

どのように法定外繰入金を解消するのか？

・法定外繰入の原因である国民健康保険事業費納付金を減らすか、納付金に充てられる収入を増やすことで解消できる。これまで、納付金の元となる医療費を削減すること、納付金に充てられる都の補助金等をより多く獲得することで法定外繰入金の解消を目指し、これらの努力によっても解消が難しい場合に税率等の改定を検討することとしてきた。

なぜ今回諮問することとなったのか？

・国は、同一都道府県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)額負担となる「保険料(税)水準の統一」を目指しており、都もこれに向けた取り組みを始めている。この影響で、市の医療費だけを減少させても納付金の減少には繋がらなくなってしまった。都の補助金等は今後も獲得を目指す、現状の補助金のメニューでは法定外繰入を解消できるだけの収入は得られない。保険料(税)水準統一の際の税率等は法定外繰入が発生しない水準となり、現状とは大きな乖離があることから、一度に改定を行うと被保険者に多大な影響が生じる。このような状況を前提として、今後の保険税率等改定の考え方について議論いただくため、今回の諮問に至った。